

国土建第215号  
平成29年9月26日

公共発注者（各省各庁公共工事発注担当部局長等  
都道府県知事  
指定都市の長  
公共法人等の長等）殿

国土交通省土地・建設産業局長

### 公共工事標準請負契約約款の実施について

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）については、平成29年7月25日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、同日付けで中央建設業審議会より各公共発注者宛に、別添のとおりその実施が勧告されたところです。

今般の改正は、下請企業を中心に、雇用・医療・年金保険に係る法定福利費を適正に負担しない企業が存在し、若年入職者の減少の一員となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるなど、中長期的な担い手の確保・育成に向けた課題が生じていることを踏まえ、官民を挙げて社会保険加入の徹底を図るとともに、企業間の公平で健全な競争環境の構築等を図ることを目的として行われたものです。

貴職におかれましては、この趣旨を御理解の上、できる限り速やかに貴職発注工事に係る請負契約約款の改正を行われますよう、格段のご配慮をお願いいたします。

なお、同標準約款の改正を踏まえ、国土交通省の道路、河川等に係る直轄工事の工事請負契約書については、「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について」（平成29年8月25日付け国地契第22号、国北予第8号）等により、また請負代金内訳書については、「請負代金内訳書の提出について」の一部改正について」（平成29年9月22日付け国地契第27号、国官技第145号、国営計第64号）により改正が行われており、平成29年10月1日以降

に入札契約手続を開始する工事から適用することとしておりますので、ご参考までにお知らせいたします。

都道府県におかれましては、貴管下の市区町村及び公共発注者（地方独立行政法人等）への周知徹底をお願いいたします。